

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、請求人の妻（以下「妻」という。）との離婚調停は不調となり、請求人の子（以下「子」という。）の生活費も負担しているから、妻に児童手当（以下「手当」という。）の受給資格はなく、請求人に行われた原処分（児童手当・特例給付支給事由消滅処分）は違法又は不当である旨を主張している。

2 処分庁の主張の要旨

妻及び子の住所地の市町村長（以下「A市町村長」という。）は、児童手当法（以下「法」という。）第4条第4項の規定により、妻に手当の受給資格を認定したため、処分庁は、法令等の規定に基づき原処分を行ったものであり、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 A市町村長が法第4条第4項の規定により妻に手当の受給資格を認定したことにより、請求人は同条第1項に基づく手当の受給要件に該当しなくなったのであり、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年4月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年4月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法によると、手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母であって日本国内に住所を有するもの（法第5条第1項の規定による所得制限により手当が支給されない者を除く。）に支給することとされ（法第4条第1項第1号及び第5条第1項）、支給要件を満たす者が複数人いる場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等のうちいずれか一の者が当該児童と同居しているとき（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときに限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととされている（法第4条第4項）。また、ここにいう「同居」とは起居をともにすることをいうものと解され、「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」という法の趣旨に鑑みると、児童と同居している者についての認定は、その監護を受ける当該児童が実態として生活している場所に係る客観的な判断に基づいて行われるべきである。

そこで本件についてみると、妻がA市町村長に手当の受給資格の申立てを行ったところ、A市町村長は、妻と子は同居しており、妻と請求人は離婚協議中により別居していることを確認したことから、法第4条第4項の規定により、妻に手当の受給資格を認定したことが認められる。そうすると、請求人は、同条第1項の規定による手当の受給資格に該当しなくなるから、原処分は法令等の規定に従った適正なものと認められる。

以上のとおり、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子